

# PC プラント営業秘密不正取得事件

東京地裁平成 19 年 (ワ) 第 4916 号、平成 20 年 (ワ) 第 3404 号、平成 22 年 3 月 30 日 判決

弁護士 上野潤一

## 第1 事案の概要

本件は、原告出光興産が、第1事件被告株式会社ビーシー工業、第1事件被告A、第2事件被告有限会社P商事及び第2事件被告Bに対し、被告らが共同して、出光石油化学が保有する営業秘密である「ポリカーボネート樹脂製造装置(PCプラント)に関する各図面及び図表に記載された情報(本件情報)」を出光石油化学の従業員をして不正に開示させて取得し、その取得した本件情報を中国の企業に開示した行為が、不正競争防止法2条1項8号の不正競争行為に該当する旨主張して、不正競争防止法3条1項に基づく上記各図面及び図表の使用、開示の差止め、同条2項に基づく上記各図面及び図表が記録された記録媒体の廃棄、同法4条に基づく損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、本件情報は不競法2条6項所定の営業秘密に当たると判断し、被告P商事及び被告Bについては、持ち出し図面の取得及び開示に関する限度で、不正競争防止法2条1項8号の不正競争行為を認め、差止め、廃棄及び損害賠償として1100万円の請求を認めた。一方、被告ビーシー工業及び被告Aについては、不正競争行為を行ったことが認められないとして原告の請求を棄却した。

#### 第2 事実関係

#### 1 当事者

原告 S39.9.10 出光石油化学設立

H16.8.1 出光興産が出光石油化学を吸収合併

第1事件被告 S53.6.30 ビーシー工業設立、代表取締役は被告 A である。

第2事件被告 H14.5.1 P商事設立、代表取締役は被告Bである。

被告 B は S35~H11 まで出光興産、出光石油化学に在籍

#### 2 本件情報

原告の千葉工場第1 P C プラントに関する以下の3つの技術情報である。

① Piping&Instrument Diagram (P&ID)

PCプラント内の各機器、それらをつなぐ配管、装置運転を制御するための計

器類をダイヤグラム形式で工程ごとに表した図面 当初手書き → H13 に CAD 化

## 2 Process Flow Diagram (PFD)

プラント内の機器,配管を流通する流体の種類,流量,温度・圧力などの運転 条件が記載された図表

## ③ 機器図

PCプラント内で使用されるすべての機器の仕様が定められており、その情報を記載した図面

### 3 主な事実関係

- ①PC 樹脂の製造について、商業規模の自社技術を有し活動している企業は、原告を含む8つの企業グループのみである。
- ②原告は、昭和32年にPC樹脂製造の基礎研究に着手し、昭和35年に製造研究に乗り出し、昭和44年から製造開始した。
- ③H18~H19 において、本件情報 (図面及び FD) は千葉工場で PS・PC 計器室内のロッカー内に保管されていた。本件情報の FD のケース表面には持ち出し禁止のシールが貼付されていた。また、千葉工場に入構するには詰所で許可を得ることが必要である。
- ④P&ID、PFD及び機器図はPCプラントの設計、運転、管理に使用される不可欠な技術 資料である。
- ⑤ビーシー工業は、平成元年ころから藍星と取引関係を有していたところ、平成14年ころ、藍星から、同社が中国に建設を計画しているPCプラントに関して協力を求める要請を受けた。
- ⑥ビーシー工業は、藍星からの要請に応ずるため、PC樹脂及びその製造等に関する知識、経験等を有する人材の募集を行い、平成15年4月ころ、技術支援元を 三共プロセスとすることを正式に決定した。
- ⑦三共PTは、平成15年から平成16年にかけて、被告Bから提出されたP&I Dを含むPCプラントの設計図面等(被告B提出図面等)に修正を加えるなどの作業を行い、出来上がったPCプラントの設計図面等(三共PT作成図面等)を、被告ビーシー工業を介して、藍星に引き渡した。
- ⑧甲16の図面8ないし14は、三共PT作成図面等に含まれるP& I Dである。

### 第3 争点

- 1 本件情報が、不競法2条6項の「営業秘密」に当たるかどうか(争点1)
- 2 不競法2条1項8号の不正競争行為の該当性(被告らが,本件情報について,不 正開示行為であること若しくは不正開示行為が介在したことを知って,又は重大

な過失によりこれを知らないで、本件情報を取得し、藍星に開示する行為を行ったかどうか) (争点2)

3 不正競争行為により賠償すべき損害額(争点3)

## 第4 裁判所の判断

#### 1 判決内容

裁判所は、被告P商事及び被告Bについては、持ち出し図面の取得及び開示に関する限度で、不正競争防止法2条1項8号の不正競争行為を認め、不正競争防止法3条1項に基づく本件持ち出し図面の使用、開示の差止め、同条2項に基づく本件持ち出し図面が記録された記録媒体の廃棄、及び同法4条に基づく損害賠償として1100万円の請求を認容した。一方、被告ビーシー工業及び被告Aについては、不正競争行為を行ったことが認められないとして原告の請求を棄却した。

## 2 争点に関する判断

### 1) 争点1(営業秘密該当性)

### ア 有用性

「まず,前記(1)の認定事実によれば,本件情報(別紙営業秘密目録1ないし3の各図面及び図表に記載された情報)は、原告及び出光石油化学が独自に開発したPC樹脂の製造技術に基づいて設計された、出光石油化学千葉工場第1PCプラントのP&ID、PFD及び機器図であって、同PCプラントの具体的な設計情報であり、同PCプラントの運転、管理等にも不可欠な技術情報であるから、出光石油化学及び同社を吸収合併した原告のPC樹脂の製造事業に「有用な技術上の情報」であることは明らかである。」

#### イ 非公知性

「次に、平成20年2月当時、PC樹脂の製造について商業規模の自社技術を有するものとして知られていたのは、世界でも8つの企業グループに限られ、それぞれの技術は各企業グループが研究開発等によって確立させた独自の技術であり、原告及び出光石油化学が有していたPC樹脂の製造技術も、その中の一つであること(前記(1)ア(ア))に照らすならば、千葉工場第1PCプラントの設計情報である本件情報は、世界的にも稀少なものといえるから、その性質上、出光石油化学及び原告にとって秘匿性が高く、社外の者に開示されることがおよそ予定されていない情報であることは明らかであり、現に、本件情報が公刊物に記載されているなど、一般的に入手し得る状況にあることをうかがわせる証拠はない。したがって、本件情報は、「公然と知られていないもの」であることが認められる。」

### ウ 秘密管理性

「平成18年ないし平成19年の時点における本件情報の管理状況は,前記(1)ウ(イ)認定のとおり、別紙営業秘密目録1ないし3記載の各図面及び図表(P&ID, PFD及び機器図)並びにその電子データ(CADデータ)が記録されたフロッピーディスクが千葉工場のPS・PC計器室内のロッカー内に保管され、上記PS・PC計器室の建物出入口の扉には「関係者以外立入禁止」の表示が付され、上記ロッカー内の上記フロッピーディスクが入れられたケースの表面には、持ち出しを禁止する旨が記載されたシールが貼付されていたものであり、また、外部の者が千葉工場の構内に出入りする際には、守衛が駐在する詰所において入出構手続をとる必要があり、許可のない者が入構することはできなかったものである。

平成15年ないし平成16年当時の千葉工場における本件情報の管理状況も, おおむね上記管理状況と同様であったものと推認される。

加えて、本件情報の上記管理状況及び弁論の全趣旨によれば、<u>本件情報が、世界的にみても稀少といえる、原告及び出光石油化学が独自に開発したPC樹脂の製造技術に基づいて設計されたPCプラントについての具体的な設計情報であり、その性質上、出光石油化学及び原告にとって秘匿性が高い情報であること(前記ア)は、少なくとも出光石油化学千葉工場の従業員であれば、一般的に認識していたものと推認される。</u>

以上を総合すれば、本件情報は、平成15年ないし平成16年当時の出光石油 化学千葉工場において、従業員以外の者はそもそもアクセスすることができず、 また、従業員であっても、特定の関係者以外はアクセスが制限され、さらに、ア クセスした従業員においても、それが秘密情報であることが認識し得るような状 況の下で管理されていたものと認められるから、本件情報は、その当時、「秘密 として管理されている」情報であったことが認められる。」

以上によれば、本件情報は、平成15年ないし平成16年の時点において、出光 石油化学千葉工場において秘密として管理されている出光石油化学及び原告のPC 樹脂の製造事業に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないものと認め られるから、出光石油化学が保有する「営業秘密」(不正競争防止法2条6項)に 当たるものと認められる。

- 2) 争点2(不競法2条1項8号の不正競争行為該当性)
- ①被告 P 商事及び被告 B の不正競争行為の有無

### ア 甲16の図面1ないし7と甲16の図面8ないし14との対比

(ア)「東京大学大学院工学系研究科化学システム工学専攻のE教授作成の「技術鑑定結果報告」(甲16)において、E教授は、甲16の図面1ないし7と甲16の図面8ないし14とを詳細に比較検討した結果、(中略)<u>甲16の図面8</u>ないし14は、甲16の図面1ないし7と極めて類似し、これらを複製して作成されたものであると判断している。

E教授の上記判断は、国立大学の大学院教授の立場にある専門家としての専門的知識,経験に基づくものであり、内容において不合理な点は認められない。」

- (イ) a (前略)甲16の図面8のシンボルリストをみると、記載された機器・部品の種類、それらの区分の仕方、記載の順序において、平成13年CAD化後の出光P&IDの一部である甲16の図面1とおおむね一致している上、甲16の図面8の「BACK PRESSURE VALVE」及び「INSULATED VESSEL」のシンボル形状をみると、甲16の図面1のそれとほぼ完全に一致している。
  - b 甲16の図面7をみると、平成13年のCAD化後である2002年(平成14年)4月30日に、「SAMPLING BOX(サンプリングボックス)」を追加する図面修正が行われている。他方で、これに対応する甲16の図面14においても、甲16の図面7と同じ位置に「Sampling Box」が記載されている。

  - (ウ) 以上の(ア)及び(イ)によれば、甲16の図面1ないし7と甲16の図面8ないし14とは極めて類似していること、甲16の図面1ないし7は、平成13年CAD化後の出光P&IDの一部であるところ、甲16の図面8ないし14は、平成13年CAD化後の出光P&IDを基にして作成されたことが認められ、しかも、P&IDの性質上、無関係に作成された複数の図面が偶然このように類似することは考えられないから、甲16の図面8ないし14は、甲16の図面1ないし7を複製して作成されたものと認められる。

 きる。

### イ 被告Bの入手経路

別紙営業秘密目録1ないし3記載の各図面及び図表に記載された情報(本件情報)は、平成15年ないし平成16年当時、出光石油化学千葉工場において秘密として管理されていたこと、すなわち、従業員以外の者はアクセスすることができず、また、従業員であっても、特定の関係者以外はアクセスが制限され、アクセスした従業員においても、それが秘密情報であることが認識し得るような状況の下で管理されていたこと(前記1(2)イ(ア))からすれば、社外の第三者が上記各図面及び図表に直接アクセスしてこれを取得することは、通常考え難いものといえる。

被告Bは、平成11年3月に出光石油化学を退職しているから(前記(1)ウ)、その在職中には、平成13年CAD化後の出光P&IDを含む設計図面は未だ存在していないし、また、上記各図面及び図表の管理状況に照らすと、その退職後において、部外者となった被告B自身が上記各図面及び図表に直接アクセスしてこれを取得する機会があったものとは考え難いことからすれば、被告Bが上記各図面及び図表の一部である甲16の図面1ないし7を入手し得る経路としては、被告Bにおいて上記各図面及び図表にアクセスし得る出光石油化学の従業員に働きかけて甲16の図面1ないし7を持ち出させること以外には容易に想定し難い。

「また,以下のような事情からすれば,被告Bが出光石油化学の従業員に働きかけて,甲16の図面1ないし7を持ち出させることは,十分可能な状況にあったものといえる。」

「そして、証人Hの上記供述部分によれば、被告Bは、平成15年秋ころ、かねてからの知り合いであり、その当時出光石油化学千葉工場に勤務していたHに対し、千葉工場第1PCプラントの機器図の一部を提供するよう働きかけ、Hにそのコピーを持ち出させて取得したことが認められる。」

「被告Bが出光石油化学の千葉工場に勤務していたHに対し第1PCプラントの機器図の一部を提供するよう働きかけて同人にそのコピーを持ち出させて取得したことは、被告Bが、上記の機器図以外の設計図面についても同様に、出光石油化学の従業員の誰かに働きかけて、持ち出させて取得した可能性を強く示唆するものといえる。」

「以上のとおり、被告Bによる甲16の図面1ないし7の入手経路としては、被告Bが、これらの図面にアクセスし得る出光石油化学の従業員に働きかけてこれ

を持ち出させること以外には容易に想定し難いこと(前記(ア)),被告Bには,甲16の図面1ないし7を持ち出し得る出光石油化学の従業員の中にそのような働きかけの対象となり得る知人等がいた蓋然性があること(前記(イ)),しかも,被告Bが,機器図の一部について,現に千葉工場に勤務していたHに対してそのような働きかけを行い,そのコピーを千葉工場から持ち出させていること(前記(ウ))を総合すれば,被告Bが,甲16の図面1ないし7にアクセスし得る出光石油化学に勤務していた従業員に働きかけて,その複製図面あるいはこれらの図面に係る電子データを千葉工場から持ち出させたとの事実を推認することができる。

もっとも、本件全証拠によっても、被告Bの働きかけにより甲16の図面1ないし7(複製図面)あるいはこれらの図面に係る電子データの持ち出しを実際に行った出光石油化学の従業員が具体的に誰であるのかは不明であるといわざるを得ない。」

「以上のとおり、被告Bの働きかけにより甲16の図面1ないし7(複製図面) あるいはこれらの図面に係る電子データの持ち出しを実際に行った出光石油化学 の従業員が原告が主張するG及びHであるものと認めることはできず、具体的に 誰であるのか本件証拠上不明であるといわざるを得ないが、このことは、被告B が上記の行為を行ったとの事実を認定することを妨げるものではない。」

#### ウ 被告Bが持ち出させた図面等の範囲

「被告Bが出光石油化学千葉工場の従業員に働きかけて、千葉工場から持ち出させて取得し、三共PTに提供した図面に含まれるものと具体的に認めることのできる図面は、別紙営業秘密目録1記載の図面中の別紙「千葉工場第1ポリカーボネート装置P&IDリスト」のNo. 2, 5, 9, 10, 17, 19, 24及び38の各図面(以下「本件持ち出し図面」という。)であり、これら以外の別紙営業秘密目録1ないし3記載の各図面及び図表が含まれていたものと認めることはできない。」

### エ 小括

(ア) 以上によれば、被告Bは、出光石油化学千葉工場の従業員に働きかけ、 当該従業員をして出光石油化学の千葉工場から、少なくとも本件持ち出し図面の コピー又はその電子データを持ち出させてこれを取得し、更にそれらに記載又は 記録された情報を三共プロセスに開示したものと認められる。

しかるところ,上記の持ち出しを行った出光石油化学の従業員は,出光石油化学が保有する営業秘密である本件持ち出し図面に記載された情報を示され,少な

くとも雇用契約に付随する信義則上の義務として,これを第三者に漏洩しない義務を負っていたものというべきであるから,当該従業員が本件持ち出し図面のコピー等を被告Bに交付する行為は,営業秘密を守る法律上の義務に違反して当該営業秘密を開示する行為であって,不正競争防止法2条1項8号括弧書き後段に規定する「不正開示行為」に当たるものと認められる。

そうすると、被告Bが当該従業員から本件持ち出し図面を取得した行為及び本件持ち出し図面に記載された情報を三共プロセスに開示した行為は、営業秘密について不正開示行為であることを知ってこれを取得し、更にこれを開示する行為であって、不正競争防止法2条1項8号の不正競争行為に当たるものと認められる。

(イ) また、被告Bの供述によれば、被告Bが三共プロセスに被告B提出図面等を提供する行為は、三共プロセスとの契約に基づくものであり、その契約名義人は被告P商事とされ、また、三共プロセスから支払われた報酬は、被告P商事がこれを受領し、同社の収入として会計処理されていることが認められる。

上記認定事実によれば、被告Bの前記(ア)の行為は、被告B個人の不正競争 行為であると同時に、被告P商事の代表者がその職務として行った法人たる被告 P商事の不正競争行為に当たるものと認められる。

### ②被告ビーシー工業及び被告Aの不正競争行為の有無

裁判所は、「被告Aにおいて、被告ビーシー工業及び被告Aが三共プロセスから受け取って藍星に引き渡した甲16の図面8ないし14に被告Bが出光石油化学の従業員に働きかけて不正開示させた営業秘密が含まれていること及び当該従業員の被告Bに対する不正開示行為の介在を知っていたものとは認められず、また、重過失によりこれを知らなかったものと認めることもできない」として、被告ビーシー工業及び被告Aが不正競争行為を行ったものとは認められないと判断した。

# 3) 争点3(不正競争行為による損害額)

裁判所は、原告が主張する①不正競争防止法 5 条 2 項により、被告らが受けた利益の額をもって出光石油化学の損害額と推定すべきである、及び②不正競争防止法 5 条 3 項により、本件情報の使用に対し受けるべき金銭の額をもって、出光石油化学が受けた損害額とすべきであるとの主張に対し、①については「これを認めるに足りる直接的な証拠はなく、本件各証拠上認められる諸事情からの推認も困難というほかない」、②については「原告が主張する上記報酬額や上記ライセンス料を基準として、本件持ち出し図面に記載された情報の使用についての対価を算定することは、困難というほかなく、他にその算定の根拠となるべき資料も見当たらない。」

としていずれも否定したうえで、次のように判示した。

「ところで、被告P商事及び被告Bの前記不正競争行為の結果、出光石油化学は、同社が保有する営業秘密であるPC樹脂の製造に関する技術情報の一部を競業他社である藍星に開示される事態となり、競争上不利な立場に立たされるなど、有形、無形の損害を被ったことが認められる。

このように、被告P商事及び被告Bの上記不正競争行為による出光石油化学の損害については、それが生じたことは認められるものの、その損害額を立証するために必要な事実を立証をすることが当該事実の性質上極めて困難であるものと認められるから、不正競争防止法9条により、本件口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定すべきものと思料する。

そこで検討するに、①本件持ち出し図面に記載された情報は、世界的にみても稀 少といえる、原告及び出光石油化学が独自に開発したPC樹脂の製造技術に基づい て設計されたPCプラントについての具体的な設計情報の一部であり、当該設計情 報の持つ経済的価値は相当高いものと考えられること、②現に、平成12年に出光 石油化学とQ1との間で締結されたライセンス契約においては、出光石油化学が保 有するPC製造プロセスに関する技術情報の使用許諾のみならず、様々な技術支援 等についての対価の趣旨をも含むものではあるものの、3200万米ドル (契約時 である平成12年時点におけるレートから1ドル110円で換算すると、約35億 円)のライセンス料が支払われることが合意されていること、③他方で、本件持ち 出し図面に記載された情報は、出光石油化学が保有するPCプラントの設計情報の ごく一部にとどまるものであり(出光石油化学千葉工場第1プラントに係るP&I D合計60枚のうちの8枚), これのみでPCプラントの建設, 運転, 管理等が行 えるものではなく、その利用価値には限界があること、④被告P商事が三共プロセ スから支払を受けた報酬額は明らかではないが、被告Bがその協力者の一人である Hに対し合計570万円の報酬を支払っていること(甲45。前記2(2)イ(ウ)) からすると、被告P商事が受けた報酬の額は、上記570万円を大きく上回るもの と推察されること、以上の①ないし④の事情に加え、被告P商事及び被告Bによる 上記不正競争行為の態様、本件訴訟に至る経緯、本件訴訟の経過等本件に顕れた一 切の事情を総合考慮すれば、出光石油化学の上記損害額は、1000万円と認める のが相当である。」

以上